

文化審議会著作権分科会「著作権教育小委員会」 の検討状況について

1. 検討事項（平成15年6月23日に著作権教育小委員会で決定）

大学における著作権教育への支援のあり方について

地方自治体・社会教育施設等の公的機関等が実施する著作権教育への支援のあり方について

企業等における著作権教育への支援のあり方について

著作権教育を実施する関係機関・団体間の「連携」の促進のあり方について

2. 「著作権教育小委員会」委員名簿

小 熊 竹 彦	日本生活協同組合連合会政策企画部長
北川善太郎	名城大学教授、(財)国際高等研究所副所長
久保田 裕	(社)コンピュータソフトウェア著作権協会専務理事・事務局長
坂 井 知 志	常磐大学助教授
里中満智子	漫画家
主 査 清 水 康 敬	国立教育政策研究所教育研究情報センター長
菅 原 瑞 夫	(社)日本音楽著作権協会業務本部副本部長(送信・EDI推進担当)
関 口 一 郎	(社)日本教育工学振興会常務理事・事務局長
大 楽 光 江	北陸大学教授
中 井 暁	(社)日本映像ソフト協会業務部長
永井多恵子	世田谷文化生活情報センター館長
中 村 司	野田市立東部中学校教頭
中 村 凱 夫	(社)著作権情報センター理事・事務局長
菱 木 純 子	全国地域婦人団体連絡協議会事務局長
福 島 信	行政書士、日本行政書士連合会・知的財産権委員会委員
水 島 和 夫	高岡短期大学副学長
光 主 清 範	(社)日本経済団体連合会産業技術委員会知的財産問題部会幹事

(以上17名)

3. 小委員会の開催状況

第1回 平成15年6月23日(月)

- ・著作権教育小委員会主査の選任について
- ・著作権教育小委員会の概要について
- ・著作権をめぐる最近の動向について
- ・著作権教育小委員会の検討事項について

第2回 平成15年7月14日(月)

- ・大学における著作権教育への支援のあり方について
- ・地方自治体・社会教育施設等の公的機関等が実施する著作権教育への支援のあり方について

第3回 平成15年8月22日(金)

- ・企業等における著作権教育への支援のあり方について
- ・今年度の著作権教育関係事業について

第4回 平成15年9月9日(火)

- ・著作権教育を実施する関係機関・団体間の「連携」の促進のあり方について
- ・今年度の著作権教育関係事業について
- ・文化審議会著作権分科会「著作権教育小委員会」の検討状況について

4. 主な意見の概要

(1) 大学における著作権教育への支援のあり方について

事務局作成の支援方策(別紙1)に基づき意見交換を行った。その際、出された意見を集約すると次のとおりである。

委員の多くは著作権に対する学生の意識は、低いと考えており、これを向上させるための具体策として、

- ・自分で作成した研究成果の無断利用、不適切な引用の方法など身近な例を用いた教育を実施すること
 - ・教養教育の中で単独で著作権教育を取り上げるのは難しいので、情報管理教育や法令遵守教育の中で取り上げる等を考慮すること
 - ・企業における著作権教育のようにリスク管理の面から教育すること
 - ・能力開発の一環として著作権に関する知識の取得を考えるのが有効であること
 - ・大学の中で著作権に関する専門家を育てること
 - ・法律的な講義より、自分の作成したレポート、論文等にコピーOKなどの意思表示マークをつけるなど現実的な対処による教育が有効であること
- などの意見あった。

(2) 地方自治体・社会教育施設等の公的機関等が実施する著作権教育への支援のあり方について

事務局作成の支援方策（別紙２）に基づき意見交換を行った。その際、出された意見を集約すると次のとおりである。

著作権教育アドバイザー制度の実施に当たって

- ・ 教育関係者に対するアドバイザーとしての役割だけでなく一般国民に対するアドバイザーとの役割も担う著作権教育の専門家という位置付けにした方がよいこと
- ・ 修了証書を与えることは受講者にとって励みになることから、この制度を一種の資格制度として位置付けた方がよいこと
- ・ アドバイザーの活用方法についてはもっと詳細に検討する必要があることなどの意見が出された。

標準カリキュラムの作成については

- ・ 試験的に地方自治体や社会教育施設で実施し、その成果を参考にした方がよいこと
 - ・ 自らの権利の活用という面もカリキュラムに、盛り込んだ方がよいこと
 - ・ 地域の生涯センターなどでカリキュラムを活用してもらおうと研修会の充実が図れること
- などの意見が出された。

(3) 企業等における著作権教育への支援のあり方について

ネットワークシステムを活用した著作権教育プログラムを自社開発し社員教育を実施している企業における著作権教育の先進事例及び事務局作成の支援方策（別紙３）に関し意見交換を行った。その際、出された意見を集約すると次のとおりである。

事例発表の中で、

- ・ 企業のイメージダウンを防止するために、著作権ポリシーや管理規程の遵守を徹底させることと自社の著作物をどのような考え方で保護していけばよいのかの両面から著作権教育を行っていること
- ・ 社員が使いやすいように、学習時間は１５分から２０分、キャラクターを使った動画の利用、Ｑ＆Ａ方式、理解度テストの実施などの工夫をしていること
- ・ システムは全て自社開発であること
- ・ サーバーに著作権教育ソフトが蓄積されており、社員はいつでも利用できること
- ・ 社員から著作権の質問が多くなるなど一定の教育効果が見られることなどが紹介された。

- 企業における著作権教育については、
- ・ 法令を遵守して事業を実施するという社員教育の一環で行われる必要があること
 - ・ 海賊版を見つけたらどう対処するかなど具体的な事例を社員に提示することが効果的であること
 - ・ 著作権法違反をした場合、企業がどのような打撃を受けるかを役員が認識することが重要であること
- などの意見が出された。

(4) 著作権教育を実施する関係機関・団体間の「連携」の促進のあり方について

事務局作成の支援方策（別紙４）に基づき意見交換を行った。その際、出された意見を集約すると次のとおりである。

- 「著作権教育連絡協議会」のあり方については、
- ・ 教育委員会連合会や校長会等の利用者側の団体との連携も考える必要があること
 - ・ 各団体が実施している研究事業などを一括して見られるサイトの作成など各団体の情報を共有するサイトが必要なこと
 - ・ 著作権に関するパンフレット等の共有化については、そのニーズをもっとよく検討する必要があること
- などの意見が出された。

(5) 今年度の著作権教育関係事業について

「バーチャル著作権ヘルプデスク」、「著作権教育研究協力校」における著作権教育の具体的な指導方法の研究開発、「学校における教育活動と著作権の関係を解説したパンフレットの作成」について事務局作成の企画案に基づき紹介が行われた。

5 . 今後の検討予定について

第5回 平成15年11月5日（水）

- ・ 著作権教育小委員会の審議経過の概要（案）について
- ・ 今年度の著作権教育関係事業について

第6回 平成15年11月26日（水）

- ・ 著作権教育小委員会の審議経過の概要（案）について
- ・ 今年度の著作権教育関係事業について

大学における著作権教育等に対する支援について

1. 文化審議会著作権分科会審議経過報告（平成15年1月）における提言

大学における著作権教育への支援
著作権に対する意識の向上
研修の充実

2. 大学における著作権教育等

（著作権教育）

- 授業等：教官 学生
- 研修等：大学 事務職員・教官・学生
- 研修等：外部機関 事務職員・教官・（学生）

（著作権契約）

共同研究の成果物に関する契約、TLOと大学等との契約、教官・学生と大学との契約など契約システムの導入による教職員の著作権意識の向上

3. 支援方策について

ア 教官が行う「教養教育」を支援するための方策

例)・教官が行う日常の教育の中で利用することができる教官用「一言集」の作成
・情報教育等の中で使うことができる著作権に関するルールやモラルを記した簡単なパンフレットや教材等の提供

イ 教官が行う「専門教育」を支援するための方策

例)・教科書の代わりになるような教材（「著作権テキスト」など）等の提供
・専門教育の分野に応じた指導法、教材等の提供
（特に教員養成教育については、学校向けの教材等の提供）
・「著作権教育連絡協議会」の連携による専門教育向け基礎資料等の提供

大学（情報処理センター等）が実施する事務職員・教官・学生向けの研修等を支援するための方策

例)・文化庁が作成したカリキュラム・パンフレット・教材等の提供
・講師の派遣又は紹介
・「著作権教育連絡協議会」の連携による著作権に関する情報の提供、教材等の提供、講師派遣など

外部機関が事務職員・教官・（学生）向けに行う研修等を支援するための方策

例)・国、地方自治体等が実施する研修会等への支援

大学における著作権に関する契約システムの導入を支援するための方策

例) 文化庁が作成した標準契約書の提供

* 教員・学生に対する情報提供の内容として「レポートの作成」、「学会発表」、「ホームページの作成」などにおける著作権の取扱いが重要

【参考】

著作物の利用

	事務職員	教官	学生
事務室			
研究室・教室			
図書館			
その他（売店・学園祭等）			

{

：試験問題としての複製	：教育機関における複製
：非営利上映・演奏等	：私的使用のための複製
：図書館等における複製	

}

著作物の創作

大学の著作物（職務著作） * 大学要覧、大学紹介パンフレット、広報誌

研究者の著作物 * 研究成果物（論文、芸術作品、ソフト等）

学生の著作物 * 研究成果物（論文、芸術作品、ソフト等）

（注）研究者と学生の共同著作物、他機関との共同研究による共同著作物などの例も考えられる

地方自治体・社会教育施設等が実施する著作権教育への支援について

1. 文化審議会著作権分科会審議経過報告（平成15年1月）における提言

地方自治体・社会教育施設等の公的機関等が実施する著作権教育への支援
 自治体・社会教育施設の職員等を対象とした研修の拡大
 地域において著作権教育事業を企画・実施できる人材の育成
 各地域における著作権教育のための指導法・教材等の開発・提供等

2. 支援方策について

《方策例》

1. 国等主催の研修会の実施

研修会の実施（実施中）

- ・都道府県著作権事務担当者講習会（全国1ヶ所）
- ・著作権セミナー（全国7ヶ所）
- ・図書館等職員著作権事務講習会（全国2ヶ所）

著作権教育指導者に対する養成講座の実施

著作権教育アドバイザー制度の創設

地方自治体職員，関係団体職員等を対象に，著作権に関する知識の取得，著作権教育事業の企画・立案能力の向上，指導法の取得，教材等の活用方法の取得等についての研修を実施し，一定の水準以上の者に修了証書を渡す

2. 地方自治体等主催の研修の拡大

支援プログラムについての広報（研修会開催のための働きかけ）

著作権教育標準カリキュラムの提供

（対象例）

- ・地方自治体の事務職員向け
- ・博物館・美術館職員向け
- ・図書館職員向け
- ・公民館職員向け
- ・情報処理センター等職員向け

指導法教材等の開発・提供

『著作権テキスト』の活用，新しい教材等の開発・提供

講師の派遣・紹介

3. 「著作権教育連絡協議会」による支援

著作権に関する情報の提供，教材等の開発・提供，講師派遣・紹介など

企業等における著作権教育への支援のあり方について（案）

1. 文化審議会著作権分科会審議経過報告（平成15年1月）における提言

3 文化庁による関係施策の在り方

(1) 文化庁が「直接実施」すべき著作権教育事業の在り方

多様な教育プログラムの開発

著作権教育事業については、実施主体、目的、場、学習者等について、今後ますます多様化が進むと思われることから、それぞれのニーズに対応した多様な教育プログラムを検討していく必要がある。特に、企業関係者を対象とした著作権教育のためのプログラム開発は遅れており、ニーズの多様性に配慮しつつ、企業関係者向けのプログラムを開発していく必要がある。

2. 著作物等の創作又は利用から見た企業の分類と支援のあり方

《分類》

ア 中心的な業務として著作物等の創作又は利用を行っている企業

（企業例）レコード会社、映画製作会社、放送局、出版社、広告代理店、ソフト会社、等

イ 業務の中で付随的に著作物等の創作又は利用を行っている企業

（創作・利用例）会議資料として著作物をコピー、広報用資料の作成・配布、イベントでの著作物等の利用

《支援のあり方》

アについて：基本的には、個々の企業又は業界団体が業務内容に応じ、著作権教育を行うべきであり、文化庁の支援は間接的でよいと考えられる。
（著作物を利用・創作するプロフェッショナル）

イについて：支援方策については、大学、地方公共団体、社会教育施設等における著作権教育と同様の水準でよいと考えられる（企業については、著作権の権利制限規定の適用が少ないので、教育内容としては、かえって単純である）

3. 支援方策について（主として2.イの場合）

《方策例》

1. 国等主催の研修会の効果的活用

著作権セミナーの開催周知の拡充

企業の社員の参加を促すため、「著作権セミナー」の開催に関する広報の強化を行う（経済団体等経由の広報）

2. 企業・業界団体等が実施する研修会等への支援

支援プログラムについての広報

著作権教育標準カリキュラムの開発・提供

企業、業界団体が自ら開催する社員研修やセミナーなどの実施に係る教育プログラムを開発し、提供を行う。

指導法・教材の開発・提供

『著作権テキスト』の提供、新しい教材等の開発・提供

講師の派遣・紹介

3. 「著作権教育連絡協議会」による支援

著作権に関する情報の提供、教材等の開発・提供、講師派遣・紹介など

著作権教育を実施する関係機関・団体間の「連携」の促進のあり方について（案）

1. 文化審議会著作権分科会審議経過報告（平成15年1月）における提言

- (3) 著作権教育を実施する関係機関・団体間の「連携」の促進の在り方
「著作権教育連絡協議会」等の「場」の整備・活用
連携協力の意義の周知
具体的な連携事業の研究

2. 「著作権教育連絡協議会」の開催状況

- (1) 設置及び開催回数
平成14年6月に設置，これまで計7回開催。
- (2) 主な議事内容
・参加団体それぞれが実施している普及啓発事業の紹介
・著作権教育事業に関する連携協力の促進について
・連携協力事業の進め方
- (3) 団体間の連携に関する「著作権教育連絡協議会」の検討状況
教育資料等の共同利用，共同事業の実施など連携できる事業はいくつかあり，連携協力には概ね賛成であるが，予算などの問題もあるので，問題点を整理した上で，可能なものから実施することが必要である

3. 連携のあり方

- (1) 各団体の自主性の尊重
関係機関・団体の個々の事業については，当該機関等の関連する業界の実情，当該機関等の方針，人材や予算などを踏まえ実施されているところから，それらの事業については基本的に尊重。
- (2) 効率的な事業の実施
文化庁・関係機関等の事業が相互補完的關係と考え効率化を図る
- (方策例)
- ・一般向けの講習会
日時・場所・内容等の調整，資料の共有化（著作権テキストの利用促進）
 - ・パンフレット
目的・対象・内容等の調整，資料の共有化
 - ・講師派遣・情報提供
相談窓口の設置
- (3) 事業成果の共同利用
文化庁・関係機関等の事業の実施の成果をできるだけ共有化し，次の事業に反映させる。
- (方策例)
- ・研究協力校の成果の学校向け事業への活用